

平成 27 年度「食の安全安心推進部会」議事録

平成 27 年 12 月 16 日

※ 議事録作成にあたり、発言内容をそのまま文字に起こしており、修正・編集は行っておりませんので、ご了承願います。

<平野食品安全官>

ただいまから 平成 27 年度「食の安全安心推進部会」を開催します。開会に当たり、生活衛生課長の池田からご挨拶いたします。

※ 池田課長あいさつ

<平野食品安全官>

ありがとうございました。

それでは、出席者名簿をご覧ください。本日は、ご都合により幡井委員が欠席されています。また、事務局側の出席者は、名簿のとおりでございます。紹介は省略させていただきます。それでは、協議に移りますが、本部会でのご発言は公開となっていますので議事録のとりまとめの都合上、マイクの使用をお願いします。では、植村部会長に進行をお願いします。

<植村部会長>

それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の協議事項(1)「食の安全安心推進計画(第3次)」の策定スケジュールについて事務局から説明をお願いします。

<生活衛生課 平野安全官>

協議事項(1)「食の安全安心推進計画(第3次)」の策定スケジュールについて、推進計画の協議に入ります前に、改めて確認させていただきます。

※ 資料1を用いて、スケジュールについて説明

<植村部会長>

ただいま事務局から説明がありましたが、今後のスケジュールについて、質問はございますか。

無いようですので、協議事項2に入らせていただきます。食の安全安心推進計画第3次の検討について事務局から説明をお願いいたします。

<都倉副課長>

生活衛生課の都倉から説明させていただきます。

まず、説明に入る前に2次計画のオレンジの冊子の2ページ第1章の推進計画の基本的な考え方、それから3ページの食を取り巻く状況、それから、11ページ第3章基本的な視点については、資料2で修正箇所を中心に説明いたします。それに引き続きまして、12ページ第4章政策展開これが計画の本体になっています。各項目と指標等も整理されています。この部分につきましては、12ページの第1の安全安心な農産物の推進から23ページの17番目の項目食の安全安心と食育審議会の開催までの17項目については、後ほど資料3の個表に基づきまして、自己評価を含めて説明して今後の基礎としたいと思しますので、少し長くなりますが、お聞きください。

<都倉副課長>

※ 資料2の変更点を中心に説明（15分）

※ 次に資料3を各課3分程度で説明

主要所管課から以下の順で説明

農業改良課（3分）・・・項目1(1)を説明

農産園芸課（3分）・・・項目1(2)を説明

畜産課（3分）・・・項目2を説明

水産課（3分）・・・項目3を説明

総合農政課（3分）・・・項目4を説明

生活衛生課（27分）・・・項目5～13(他課部分一括説明)を説明

消費流通課（6分）・・・項目14、15(他課部分一括説明)を説明

生活衛生課（6分）・・・項目16、17(他課部分一括説明)を説明

<都倉副課長>

事務局からの説明は以上ですので、部会長にお返しします。

<植村部会長>

長時間にわたる説明を賜りましてありがとうございました。

県の食の安全安心推進計画の全貌を、今説明していただいたわけですが、委員の皆様方におかれましては、来年度の本格的な審議に向け、更に改良してより良いものにするために、いろいろな意見を賜りたいと思います。本日の会議12時までを予定しておりますが、残りの時間できるだけ各委員から自由な意見を頂戴できればと思います。よろしくお願ひします。

<藤原委員>

食品衛生協会の藤原ですが、15ページと25ページのことにつきまして、ちょっと感想を述べさせていただきます。15ページの2(6)の食品衛生指導員による巡回指導に、我々取組んでおるんですが、指導員の会合などが出る意見でございますが、指導員に権限がないんですね、いわゆる保健所の監視員は権限があるんですが、我々は権限がないので厨房の中に入れないということが不便である。それでいて結構嫌われるということをおっしゃいます。それと我々高齢化が進んでおまして、新しい開業の方も、個人営業の方などは店に入っておりますので、協会活動が中々出来にくいというこれが現状でございます。指導員としてやって良かったなというのは、25ページ2(4)の紙芝居を用いた衛生指導、あるいは手洗い指導を保育所とか幼稚園でしまして、子供が非常に喜んでくれる。手洗いチェッカーについては、視覚的に手洗い効果を確認できますので、これは効果があると思います。指導員により県下各地で行っております。これが、現状でございます。

<植村部会長>

必要に応じて事務局でお答えいただいております。

<新山委員>

大きく3点あります。まず、資料2の第1章基本的な考え方をご説明いただきましたが、重点事項を(1)(2)(3)の黒い太字のところとおっしゃったと思います。この3点の内、(2)が一番基本になると思いますが、この点に関する政策は非常に充実しているし、全国的なレベルよりさらに高くキャッチアップされていると思います。それから見ると、(1)危機管理、(3)リスクコミュニケーションについては、今後の計画ということをお考えますと、もう少し追加的な組み立てをしていくことが必要だと思いました。危機管理については、個別の資料3の21ページになりますが、ここでは、健康危害が発生する恐れのある情報を迅速に察知して、できるだけスムーズに県民に周知徹底するというところに重点が置かれていて、うまく組み立てられているんだと思います。ただ、もう一方で、各自経験してきたことから考えると、緊急事態になった時の対応について、手順を事前に準備しておいて、場合によっては訓練などもするという。県のレベルと食品事業者のレベルの両方にあってもいいのではないかと思います。その場合に、項目11と12は非常に関連することですので、項目11は、事前に察知して周知するということの方により強く関係するのかわかりませんが、トレーサビリティは緊急事態対応に非常に関係しますので、それらと合わせて、手順の組み立てが必要だと思います。時間がありませんので、

それ以上の具体的なことは省略させていただきます。

もう一点は、リスクコミュニケーションですけれども、これは25、26ページにあります。特に26ページのところを見ますと、これまで実施されてきた現状の(1)～(6)を考えますと、対象ハザードが残留農薬や添加物、健康食品等以外に、実情から考えますと食中毒菌やウイルスが大きい問題になっています。そして、消費者調査をやるとどんな調査をやっても、我々の場合は、今や残留農薬以上に食中毒菌などのリスクを高く消費者が認知しているので、ちょっと県がモニターで調査された結果と違うのか、そこは省略されたのかと思いますので、実際消費者もリスクが高いと思います。実際に被害の発生もそちらが多いですので、そのようなハザードについてと、これは消費者が対処することも必要なハザードですので、どう言う風にコミュニケーションしていくのかを、考える必要があるのではないかなと、これまでやってこられた広報で情報を提供する以外で、出前講座とか、フェアなどをされてますけどそれとはもっと違った形で広く県民にコミュニケーションできるような手法を開拓していてもいいのではないかと感じます。

それから食品関係のことについて申し上げますと、HACCPの関連のところですが、項目8、9に渡っていると思います。この8、9については、国の新しい方針などにも対応できるように、よくキャッチアップできていると思いますが、この表現を見てちょっと気になるのが、全てを通してHACCPという用語概念で通されていますが、食品事業者さん中小零細な事業者もいらっしゃることを考えると、HACCPの前に一般衛生管理がほんとに出来ているのかどうか、そちらがまず重要なのではないかなと思います。一般衛生管理とそれを実施するためのSOPの作成と言う風なことが、そしてむしろそのことを進めることで、なかなかHACCPに取り組まれる事業者さんが少ないという風に言っておられましたけども、取組み易い一般衛生管理と衛生管理手順を作成することによって、自主管理に関する関心を高めて、ひいてはHACCPの導入にも結びつけて、行きやすいのではないかなと思います。今日は段階的取組みの御説明までは、なかったのでひょっとしたら考えておられるかもしれませんが、気付きました点です。

それから、3点目は、農産段階のことです。いくつかありますが、まず一点、項目1の環境に配慮した農業生産については、前回審議会で申しましたとおり、この政策に取り組まれることは農業政策上重要なことだと思いますが、ここで掲げる推進計画は安全に係る推進計画であり、これは人の健康の確保をターゲットとしますので、環境に配慮するということそのものとは、方向性が非常に違います。この新たな計画もこのようなままの形で、提示されると非常に戸惑いが起こるし、場合によっては誤解も起こるのではないかなと思いますので、人

の健康の確保をターゲットにするような形で、この部分がこの食の安全に計画に入れられる部分に関しては、組み直された方がいいのではないかと思います。特にその際、農水省は、農業段階で優先的に取組むハザードのリスクを上げています。その点も十分カバーをされて、農産段階全体の対応を考えられた方がいいのではないかと思います。

次に項目1の(2)ですけれども、GAPの普及というところを、報告されました。これについては、分からないところもありますので、政策の取り組みで、JGAPの考え方を習得する普及員を養成してモデル産地の育成を進めてきたということですが、県には県版GAPがありますし、それから農水省のガイドラインを普及するということが、もっと基本的な説明のところにあったと思いますのに、どうしてここをJGAPにされるのかが分かりません。そして、その説明としてJGAPは国内では最高レベルの考え方だとありますが、GAPというのは、食品の安全につながるものであれば、一般衛生管理をベースにするものになりますし、中身としては国が法律で要求するものを、農場で確実に実施できるようにするための現場の手順書がGAPですので、最高レベルのものを普及することではなく、必須のものをいかにすべての農場で実施できるようにしていけるか、ということが重要なことですから、ちょっと方向性が違うのではないかなという風に感じました。

それから、4ページで、畜産動物衛生関係ですが、基本的にはまったく問題ないと思うんですが、一番下の5(1)ですが、HACCPに基づく手法を広く普及するとありますが、今の段階では、国際的にHACCPは閉鎖型の施設でないといけない。つまり、畜舎はオープンですし、鶏などでも閉鎖されているようでも、非常にオープンな所がありますので、HACCPを導入しても意義が確保できないのではないかと。つまり、そこで管理を怠れば、重大な危害が発生するという点を、重要管理点として定めて、管理目標が達成できるようにコントロールしないといけないのですが、オープンなので十分コントロールが効かないという認識があるんじゃないかと思います。もちろんHACCP的な考え方を導入するということは必要で、ですので表現、おそらくそう考えられていると思いますので、そういう風に表現されたり、あるいはその前に一般衛生管理をきちっと実施するこれはたぶん畜産の場合は、かなり高いレベルでは出来ていると思いますが、十分出来ているとは言いがたいと思います。

それから、5ページの水産です。食品で卸売市場の衛生管理にも言及されていたことを考えますと、水産については、現在、水産庁が産地市場において、一般衛生管理とHACCPを導入し、またトレサビリティーを導入するということが、当面は輸出を目指す施設からということですが、本来やりたいのは、すべての漁業関係者に導入していきたいと、この場合のHACCPは先ほどの

制限付きですけれど、ということで対策を考えられていると聞き及んでいますので、兵庫県でも次の計画ではキャッチアップしておかれてはいいのではないかと思いました。以上です。

<植村部会長>

ありがとうございました。大西委員意見下さい。

<大西委員>

私は1点だけなんですけども、立ち入り検査とか監視指導の説明があったんですが、この検査の際には、前もって行くところに連絡するのですか、それとも飛び入りでしてるんですかということです。

(都倉副課長) ほとんど抜き打ち検査です

<大西委員>

分かりました。監視に来る前に記録を偽装して、内部告発で分かったっていうのも聞いてますので、安心しました。ありがとうございます。

<植村部会長>

浜田委員どうぞ。

<浜田委員>

食品の安全安心ですけど、資料2でいけばですね。資料2の1(2)とおりでありまして、事業者の自主衛生管理不足という結果で、食の安全安心が脅かされることとですね。もう1つと検査不足というのが、やっぱりあると思うんですよね。考えていけば、食品関係事業者のコンプライアンスの徹底についてそれなりの計画を立ててやっていることはよく分かるのですが、そんな中で、生鮮品といいますか、農産物につきましては、県の方は環境創造型言う言葉を使っています、これはあくまでも環境に配慮したという言葉で、兵庫県で使われている農業、一番最初に出てきたときにこんな哲学的な言葉でいいのかというのは、実は思ったことがあるのですが、そんな中で農薬の関係と微生物によって安全が脅かされるといことで、農薬に関しては資料3の1ページのような対応をまず生産者からさせようといういことで、農薬をできる限り少なくしていくということから取組んでいると僕は思っているんです。もう1つ大事なのは、微生物の検査ですね。生活衛生課から言われましたが、毎年20件はそこが原因で食の安全安心が脅かされていますので、そんなところから、資料31ページの3(3)に書かれていますように、農業改良課が説明されたように、JAグループと一緒に検査協議会を設置してですね、農薬の検査をしてい

ることは事実なんです。ただこれについては、ある程度定着してきたので、700万人ほどが利用しているJA直売所に対して微生物の検査を自主的にしようとしてまして、生活衛生課さんの部門をちょっとさしていただくことにしてるんですけども、そこが継続していけるように、JAグループなりに協力をお願いできればというふうに思っております。農薬に関しては、25ページでこれは消費者に対して20何件、1万人もこられたのかどうか聞きたかったのが1つです。

それから2つ目ですけど、TPPのことが、資料2に書かれてましたが、今回の政策大綱で、高品質な輸出フロンティアの造成みたいなことが書いてありましてですね。そんなことにマッチするような、第3次計画にするようなことを、なんか表現として打ち出せるものを検討していただけないか。中々輸出というのは難しいのですが、そんな意味では、GI（地理的表示保護制度）の候補にもなるのが、県産でお酒とかですが、神戸ビーフとか出てますんで、TPP書かれるんなら、次の第3次計画に意識してもらいたいなど、思ってます。3つ目は、農業ではないんですが、水産課から話されました。水産用医薬品の適正使用の指導はよくされてると思うんですが、今年カキの不出来というのが出てまして、逆にそういうのはどういう原因で不出来になったのかということ、教えてもらえたらありがたいなど、あるいは水産用医薬品の影響しているのかどうかと、ちょっと気になったので、そんなふうに思いました。それから、ホットラインとか、110番とかいろいろあるんですが、どう見ても件数的に少なそうなので、周知徹底の不足があるのかな、というように思っていますので、せっかくご苦労されて365日24時間対応されていますので、そんなところも1つしていただいたらと思いました。

<植村部会長>

ありがとうございました。

一通りご意見賜りたいと思います。

<川井委員>

私は、メーカーの立場と言うんですが、物を作っている側からの見方になってしまいうんですけども、1つHACCPなんですけども、HACCPに取り組む施設が少ないと言うことで、先日都倉さんの方に電話入れまして、もっと気軽にHACCPの説明と言うんですか、概要とか言うものを説明に来ていただけないのかというものをですね。そういう機会を多く持てばですね。その単位が非常に難しいんですが、我々の協会なら会合の時に来ていただけるとか、場合によっては、メーカー単位でも来ていただけるとか、そういう形で知りたいなど

思っているところはあるんですけども、なにかお金がかかるのかなとか、そういうことが頭にくるのではないかなと思いますので、気軽に入り口の部分は、できるんだよということをやっていたらいいかなと思います。それと、HACCPはどちらかと言うと事故の問題なんですけど、最近事故というより事件的なものが、農薬混入の問題とか事故というより事件的な問題になって、我々もの作る場所というのは、場合によっては従業員に対しても不信感を抱かなければならない。事件の問題に対しては、会社全体というんですか。総務を中心にメンタルヘルスの問題からもってきてですね。この問題論は、非常に怖い事故も怖いんですが、事件も真剣に取り組まなければならないなど、どうしても人の問題もあって、忙しすぎるとかで会社に不満を持っているとかで、つつい悪いことは分かっているながら、そうなっている事件と言うものに対して、もっと真剣に取り組んで行かなあかんかなと思っています。

<植村部会長>

ありがとうございます。新保委員お願いします。

<新保委員>

全体的にまとめ方に疑問があると言うところは、行政側がこうゆうことをしていかなければならないと言うことが1つ、あとはHACCPなんかもそうなんですけど、企業側にお願いしたいことが2番目、3番目に消費者に対してリスクコミュニケーションなど、消費者に対する呼びかけということがきっちり分けられないで、ずっと全部のところに混ざりながら入っているんですね。パッと見た時に自分が必要な所がどこなのかということが、ハッキリ分かるような書きっぷりにすると、消費者に対してこれから発信すべきことが見えてくるんじゃないかなと思います。HACCPに関しても私も会議出ていますけども、どうして進まないかというのと、やっぱり事業者側って言うのは、ただただ登録してなくても、衛生面に気をつけていらっしゃるのは当たり前なんですけども、もっと十分にしていくことに対して、やっぱ事業者は供給したらそれが帰ってくるってことがあるんですけど、そのことがうまくコマーシャルできていないので、消費者に伝わっていない。衛生に配慮したところで作っている商品なんだよということが消費者側に伝わらないので、作っても何のメリットもない事業をやっている皆さんのご意見を毎回伺っていますので、そのところを、例えば、小学校の給食でしたら、学校でこういう施設で作った給食なのでとても衛生的ですよってことを子供たちにちゃんと知らせる。子供たちは家に帰って家族に話をするというところで、広がっていくのかなと思うので、子供を巻き込んだ形で食の安全っていうのも少し拡大していくんじゃないかなと感じました。

<植村部会長>

ありがとうございました。一応全員の皆さんからご意見賜りました。これ非常に難しい問題なんですけども、私どもも評価されるわけですから、全力を尽くしてより良いものにするために、知恵を絞る喧々諤々の意見交換も必要かと思えます。私どもの目的は、人々の安全をまず担保することですね。安全と安心を違うと言うのは、これ何回も申し上げてますし、皆様ご理解されていると思えますけども、やっぱり安心の部分は非常に難しいんですけども、安心は非常に心理的にも大きな作用をしますので、ほんとにより良い食を求めていくためには、安心に対しても非常に大きな力を注がなければならないのかな、この部会もそういうことが、大切かなというように思います。

新山先生がご指摘いただきましたように、GAPに関する考え方、これは我々これちょっと言葉間違ってるのかな、ワンワールドワンヘルスよく使われますよね。ですから人の健康は食が健康でなければならない。食は、~~これ~~生産加工を経ますから、いろいろ環境に対してとか、あるいは動物とか植物とか自然に対して、かなり過酷な弊害を及ぼす可能性があるわけですね。ですから生産段階、消費段階すべての段階においてやはり、自然界、動物植物、環境の健康にも配慮せんといかんのんちゃうかなというそういう流れの中に置かれているのかなと思うわけですね。ですからそのアプローチの仕方については、国とか地方とか民族とかによって考え方がかなり違う部分もあるんですね。ですから、その中で日本人の我々県民が安心と感じるような、生産方法であり、加工流通であり、あるいは、後処理って言いますか、廃棄物処理も含めて大きな立場からやっていくちょっとそんな感じがしたんかなという。

それで、それぞれ食品メーカーさんからのご意見で、今回議論する時間が何ですけども、従業員の悪い意味で管理と言うのは、言い方が悪いんですけども、この頃、異物混入とかいろんな事件事故が起こっているんです。ハードとか事故というものについては我々対応できますが、事件に対しては、非常に難しい、でも消費者は安全安心に対してそれを求めておられる訳ですね。ですからこれに対してもやはりもう少し考えていく必要があるのかなと思うんですけどね。

ちょっと広がりすぎましたけども、今時間的な関係がありまして、本当はお互い批判しあったり、意見をぶつけ合ったりしたいんですけども、今日は12時まで何でね意見交換できないんですけども、委員の皆さんから、貴重な意見を賜りましたので、ありがたく思っております。

<都倉副課長>

委員からいただいたご意見に対して、返答したいのですが、時間の関係上すべてできませんので、これについては次の審議会に向けて整理しまして、部会

長とも相談しながら、部会報告の形である程度返すようにして、スケジュールにありましたように、あと部会が2回ございますし、それに繋げていきたいと思っております。一点だけHACCPについてだけ、お答えさせていただきたいと思っております。新山先生からのHACCPについてご意見ありがとうございます。おっしゃるとおりで、ここには上がっていないんですが、実際は一般衛生管理のほうを非常に重点置いておりまして、例えば講習会をする場合は、一般衛生管理で半分ぐらいやった後、後半HACCPの説明に入ると言うことで、今年度も要綱に基づくHACCPの説明会を夏に県主催で60名、それから秋にですね、イカリ消毒と言う民間ともタイアップしまして、事業者95名参加のセミナー非常に好評でした。それで今年認定も平年3件ぐらいなのですが、今年は実増で7件、あと1件申請があっけてきていますので、8件ぐらいで、例年の2倍以上認定が進んでおります。それと要綱に基づく届出も徐々にではありますけど、上がってきております。それと川井委員の方からございました。協会からの要望でありましたら、喜んで行かせて頂きますので、いつでも呼んでいただきたらと思っております。あとメーカー単位、事業者ごとということになりますと、これは保健所の方から行かせていただきます。そういう要望がございましたら応えていきたいと思っております。

<水産課>

水産課の眞鍋と言います。浜田委員から質問のありました、カキの件ですけどもカキにつきましては、不出来と言うか今のところ種不足で生産量が少なくなっているという認識でございます。種不足というのがですね。昨年の夏に天然採漁したカキの種を使うんですけども、昨年の、夏天然採漁がうまくいかなかったといくことが、兵庫県以外も広島含めて全国的な問題になっております。

うちの県では、1年ガキと言う形で生産していますが、何とか入手したけども量が少ないということもあって、生産量が今そんなに多くない状況と言うふうに認識しております。それから水産医薬品につきましては、天然のプランクトンを食べていますので、カキ養殖につきましては、水産用医薬品の使用は該当しない。基本的に給餌するトラフグとか真鯛とかについては、当然中に入っているものについて当然チェックして指導しているということです。

<浜田委員>

何で聞いたのかと言うのはね。せっかく決めた政策目標が合致していないためにそんな結果になってないやろなど、いうことを確認したかっただけですので、あまり関係なかったです。すいません。

<植村部会長>

これ大事なんですね。これやっぱり自然の影響を受けるわけですね。やっぱりかきの出来が悪いと言うのは、やっぱり自然がなんだかの関係で病んでるんですよ。

<農産園芸課>

新山先生おっしゃったとおり、生産者が取組み易いものを進めるのはおっしゃるとおりです。兵庫県版のGAPっていうのは持っておりませんでして、マニュアルは作っておりますけど、普及員としては、JGAPというGAPの中ではレベル高い方の知識をもった上で、実際の現場では、簡易版のGAPをJAさんと一緒に推進している最中です。JGAPをとっているところは、2産地ぐらいしかありませんでして、62産地のほとんどが簡易版のGAPなり、JAが作っているGAPになっておりますので、先生のご意見も参考にしながら、現場で進めていきたいと思えます。

<新山委員>

私の先ほどの発言の仕方で、誤解を生んではいけないところがありましたので一言、兵庫県版GAP作ってるじゃないですかといういい方しましたが、今日本はそういうやり方しますので、それを前提に話をしました。本当は、〇〇版GAPがたくさんあること自体おかしく、県が違いを競うようなものではなく、これは標準的なものですので、今確か〇〇も標準的なGAPができるようにと言うような議論をしておられますので、ちょっと付け加えておきます。それから、生産段階でもトレーサビリティの導入について農水省がマニュアルを作っています、漁業編はすでに出来ていますし、今年農業編、畜産編を作っています。これは兵庫県を見習って、ステップ1、2、3と順じレベルアップしていくものですので、農産についても農薬などの生産履歴を記録すると言うものとは違うものになりますので、食品が追跡できるようにするための措置ですので、そこもちょっとマニュアルを見ていただいて、次期計画に取り入れていただくことが、重要なのではないかと思います。

<植村委員>

一言だけ言わなければならない意見がございますでしょうか。

<大西委員>

発表を聞いていると水産なんかときは養殖、養殖って、養殖に力入れているけども、天然も天然やから大丈夫て言うのはないのはいないと思えますけども、

天然の方も力入れてほしいと思いました。

<植村部会長>

予定の時間が来ましたので、意見交換はこれで終了したいと思います。

本日の各種意見を踏まえて、次回部会時には、事務局からまとめていただいたやつを、ご意見をいただいて協議を進めていきたいと思いますので、委員の皆様方におかれましては、事務局にご意見を何らかの形で連絡して下さい。委員の皆様方にはよろしくご了承のほどお願いいたします。進行を事務局に戻します。

<平野安全官>

ありがとうございました。皆様の意見をいただくには時間がなくて、大変申し訳ありませんでした。とは言うものの、3次計画に向けての貴重な意見たくさんいただいたと思います。これをまとめまして、各課で素案作成に移っていきたいと思いますので、ありがとうございました。先ほど部会長が言われてましたように、何か気付いたことありましたら、各課の方に連絡いただきましたら、まとめていきたいと考えております。これをもちまして、食の安全安心推進部会を終了したいと思います。